介護テクノロジーサポーター企業連絡会
設置要綱

（設置）

第１条　栃木県介護生産性向上総合相談センター（以下「センター」という。）は、県内介護事業所における介護テクノロジーの適切な導入、定着及び活用を促進し、生産性向上に資するため、介護テクノロジーサポーター企業連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　連絡会は、センターと介護テクノロジーに関係する企業が知見及び目標を共有し、課題分析から機器選定、導入、適応及び定着支援に至る適切なプロセスの普及を図ることにより、介護テクノロジーの活用及び継続的な業務改善を推進することを目的とする。

２　連絡会は、令和 11 年度における介護テクノロジー導入率 90%の目標を共有し、その達成に資する活動を推進する。

（活動内容）

第３条　連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

（1）介護テクノロジーの導入、定着及び活用における適切なプロセスの普及に関すること。

（2）介護テクノロジー導入に係る補助事業の効果を高め、継続的な業務改善につなげるための情報共有に関すること。

（3）センターから参加企業への情報提供に関すること（介護のしごとサポートセンターとちぎの相談支援・セミナー等の情報、補助事業の詳細及び質疑応答等を含む。）。

（4）参加企業からセンターへの情報提供に関すること（介護事業所の声、好事例、課題及びニーズ等を含む。）。

（5）県内介護事業所の生産性向上に必要な施策及びセンターの役割等に関する意見交換に関すること。

（6）その他、連絡会の目的の達成に必要なこと。

（構成）

第４条　連絡会は、センター及び連絡会の趣旨に賛同する介護テクノロジー関連企業（メーカー、販売店、ベンダー等）をもって構成する。

２　参加企業は、公正な企業活動の範囲内で、連絡会の中立性及び公共性を尊重するものとする。

３　連絡会は、営業種目、業態及び企業規模等による参加制限を設けないことを原則とし、広く参加の機会を確保する。

（入会及び退会）

第５条　連絡会の趣旨に賛同する企業は、随時、入会することができる。また、参加企業は、いつでも、その意思により退会することができる。

２　入会又は退会を希望する企業は、その旨を事務局に申し出るものとする。

３　入会及び退会は企業の自由な意思によるものとし、その意思は尊重されるものとする。

（運営上の基本方針）

第６条　連絡会の運営に当たっては、介護事業所の意向を最優先し、次に掲げる事項を基本方針とする。

（1）センターは、介護事業所から要望がある場合には、必要な選択肢を公正に提示すること。

（2）センターは、特定の企業又は製品の斡旋を行わず、斡旋と受け止められる言動又は活動を行わないこと。

（3）参加企業は、連絡会への参加をもってセンターによる推薦、認定又は優先的取扱いがあるかのような表示又は説明を行わないこと。

（4）連絡会における情報交換及び支援活動は、特定企業の営業活動と混同されないよう配慮すること

（会議）

第７条　連絡会の会議は、原則として年１回から２回開催する。

２　会議では、活動に関する情報共有及び意見交換を行う。

３　会議の開催及び運営に必要な連絡調整は、事務局が行う。

（情報の取扱い）

第８条　センター及び参加企業は、連絡会の活動を通じて知り得た介護事業所の内部情報、個人情報その他の非公開情報を適切に管理するものとする。個人情報は法令等に基づく場合を除き本人の同意等の適法な根拠なく、介護事業所の非公開情報は当該事業所の承諾なく、第三者に提供しないものとする。

２　介護事業所の事例又は課題を共有するときは、個人又は事業所が不必要に特定されないよう配慮するものとする。

（事務局）

第９条　連絡会の事務局は、栃木県介護生産性向上総合相談センターに置く。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、センターが参加企業の意見を踏まえて別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月２０日から施行する。